

福島県認知症介護実践者等養成事業の修了証明書に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発0331010号厚生労働省老健局長通知)に基づいて、福島県(以下「県」という。)が実施した研修に関する修了証明書の交付について定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱で対象とするのは次に掲げる研修とする。

- 一 認知症介護基礎研修
- 二 認知症介護実践者研修(平成13年度から平成18年度に実施された認知症研修(基礎課程)を含む)
- 三 認知症介護実践リーダー研修(平成13年度から平成18年度に実施された認知症研修(専門課程)を含む)
- 四 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 五 認知症対応型サービス事業管理者研修(平成17年度に実施されたグループホーム管理者研修を含む)
- 六 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(証明書交付申請)

第3条 研修修了者が修了証明書の交付を受けようとする場合は、認知症介護実践者等養成事業修了証明申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、福島県証明事務手数料条例(平成23年福島県条例第3号。以下「条例」という。)の規定により所要の福島県収入証紙を貼り付け、知事に申請するものとする。

- 2 証明書の交付申請は、原則として申請者が来庁して本人であることが確認できる書類を提示して行うものとする。
- 3 申請者が来庁できないやむを得ない理由がある場合には、申請者の代理人による申請や、郵便等による申請も可能とする。
- 4 代理人による申請をしようとする場合には、申請書に申請者の代理人であることを証する書面を添付するものとする。
- 5 郵便等の方法による申請をしようとする場合には、申請書に申請者であることを証する書面等の写しを添付するものとする。

また、返信に必要な金額の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒を申請書に添えて提出するものとする。

(証明書の交付)

第4条 知事は、申請書の内容を審査し、修了証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（手数料の免除）

第5条 条例第5条による手数料の免除は、免除を受けようとする者の申請に基づいて知事が行うものとする。

（手数料免除申請）

第6条 条例第5条により手数料を免除する者は次に該当する者とし、申請書を提出する際に、証明事務手数料免除申請書（様式第3号）及び添付書類を提出して行うものとする。

申請により手数料を免除する者	添付書類
生活保護法（昭和25年法律第144号） 第6条第1項に規定する被保護者	被保護者であることを証する書類の写し

（証紙収入）

第7条 証紙収入に係る取扱いについては、福島県財務規則施行通達（昭和41年総務部長依命通達）第3章第38条の3によるものとする。

附 則

この要綱は平成24年7月12日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

ただし、この要綱の施行の日の前日までに交付した修了証明書については、第3条及び第4条の規定を適用せず、証明事務に係る収入証紙は任意の修了証明申請書又はその写しに貼付するものとする。

附 則

この要綱は令和4年2月7日から施行する。